

福島市沿道区域指定の基準及び届出対象区域に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 29 号

福島市沿道区域指定の基準及び届出対象区域に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市沿道区域指定の基準及び届出対象区域に関する条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出対象区域に係る平面図の縮尺及び縦覧場所)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める縮尺は1000分の1とし、同項の規則で定める場所は福島市建設部路政課とする。

(届出対象区域内における行為の届出)

第3条 条例第4条第2項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める届出書は、別記様式とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図（当該工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明示したものに限る。）

(2) 届出対象区域内における工作物の設計図

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

新規	変更	年 月 日
----	----	-------

工作物設置
届出書
変更届出

道路管理者
福島市長 様

年 月 日

〒
住 所
氏 名
担当者
電 話
Email

道路法第44条の2 第3項 第5項 の規定により 工作物の設置 届出事項の変更 について届け出ます。

行為の種類			
場 所	路線名		
	場 所		
設計又は 施行方法			
着手予定日	年 月 日から	完了予定日	年 月 日まで
添付書類			
備 考			

記載要領

- 1 「届出 変更届出」、第3項 及び 「工作物の設置 届出事項の変更」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新規	変更
----	----

 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の届出書の年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、届出対象区域に接続する道路の路線名を記載の上、地番まで記載すること。工作物の設置場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 5 変更の届出にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図（工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。）及び設計図の書類名を記載すること。
- 7 届出書及び変更届出書の提出前に必ず事前協議を行うこと。